

令和元年第2回甲良町議会臨時会会議録

令和元年6月24日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期の決定
第3 発議第6号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の再議の件

◎会議に出席した議員（12名）

1 番	岡 田 隆 行	2 番	田 中 章 浩
3 番	山 田 充	4 番	山 田 裕 康
5 番	野 瀬 欣 廣	6 番	阪 東 佐智男
7 番	宮 寄 光 一	8 番	木 村 修
9 番	西 川 誠 一	10 番	建 部 孝 夫
11 番	西 澤 伸 明	12 番	丸 山 恵 二

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬 喜久男	教 育 次 長	福 原 猛
総 務 課 長	中 川 雅 博	学 校 教 育 課 長	上 橋 純 子
会 計 管 理 者	宮 川 哲 郎	社 会 教 育 課 長	大 野 けい子
税 務 課 長	西 村 克 英	建 設 水 道 課 長	北 坂 仁
企 画 監 理 課 長	村 岸 勉	人 権 課 長	中 川 愛 博
住 民 課 長	小 林 千 春	総 務 課 参 事	上 田 真 司
保 健 福 祉 課 長	米 田 志保子	建 設 水 道 課 参 事	丸 山 正
産 業 課 長	中 村 康 之		

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 橋 本 浩 美 書 記 白 波 瀬 愛

(午前 11 時 30 分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は 12 人です。

議員定足数に達していますので、令和元年第 2 回甲良町臨時議会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2 番 田中議員、3 番 山田充議員を指名します。

次に、日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日、令和元年第 2 回甲良町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはたいへんお忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。平素は町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、本日の案件について、その概要をご説明申し上げます。

さきの甲良町議会 6 月定例会において議決されました発議第 6 号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)について、地方自治法第 176 条第 1 項の規定に基づきまして、再議に付するものであります。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○丸山議長 次に、日程第 3 発議第 6 号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)の再議の件を議題とします。

本件は、町長から 6 月 14 日の本会議において議決した発議第 6 号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)について、地方自治法第 176 条第 1 項の規定により、再議に付する旨の文書が提出されましたことであります。

この際、町長から再議に付する理由の説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 それでは、再議に付した理由について説明申し上げます。

令和元年6月定例会の6月14日の会議において甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）により、甲良町特別職の職員の給与に関する条例付則第12の「その給与月額の100分の30に相当する額を減じた額とする」とあるが、「その給与月額の100分の70に相当する額を減じた額とする」に改めることが可決をされました。しかし、この条例は地方自治の本旨に反する不当な条例であり、地方自治法第176条第1項の規定に基づき、再議に付するものであります。

その理由についてを説明いたします。

1、同じ事実に基づき繰り返して再度の不利益処分を課するものであること。

本条例は改正前においては、町長の給与月額を令和元年7月1日から30%減額するとされていたものを、その減額割合をさらに40%加算して70%とすることを内容としています。そして、給与減額割合を引き上げる理由は、町長である野瀬喜久男が平成29年度の町長選挙に関して提出をした選挙運動費用収支報告書、平成29年度の資産報告書、野瀬喜久男後援会の収支計算書に虚偽記載をしたというものであります。しかし、この虚偽記載問題については、平成30年10月19日の平成30年第3回甲良町臨時議会において、町長の給与を平成30年11月1日から30%減額する条例の改正が施行されていて、現在も減給された状態が継続しています。条例改正による減額は、実質的には町長に対する不利益処分であるところであり、会計書類等の虚偽記載という同じ事実について繰り返し再度の不利益処分を課すものであり、極めて不当であります。

2、個人情報流出問題および選挙資金調査特別委員会による中間報告に基づき処分することは不当であること。

1点目の理由で述べているとおり、本件条例改正は、会計書類への虚偽記載という事実に対して町長に不利益処分を課すとされたものであります。しかしながら、そもそも公職選挙法違反、政治資金規正法違反の事実があるか否かということは、本来、刑事司法手続きにおいて決せられるべき問題であります。確かに議会も地方自治法に基づく調査権は存在をしています。今回の選挙資金調査特別委員会は、地方自治法110条の規定に基づいて設置された特別委員会であります。議会の調査においては、司法手続きと異なり、適正手続きが保障されているわけではありません。それにもかかわらず、議会の調査に基づき虚偽記載であるか否かという争いの事実について、不利益な事実を認定して特定の個人に不利益処分を重ねています。つまり、処罰することを目的とした条例を定めるということは、もはや議会としての権限を超

えているというべきであります。

3、地方自治における議会と首長の関係を危うくする条例であること。

日本国憲法第92条は「地方公共団体の組織および運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づき法律でこれを定める」とし、日本国憲法93条は「地方公共団体には、議事機関として議会を設置するとともに、地方公共団体の長および議員は住民が直接選挙する」としています。そして、憲法と同時に施行された地方自治法は議会と首長が一定の緊張関係のもとにあることにより、地方自治の本旨を実現しようとしています。すなわち、議会が首長の不信任を議決したときは首長は議会を解散することができます。議会が解散された場合、解散後の初めて招集された議会において、再び不信任議決がされた場合は首長は失職をします。地方自治法は、不信任議決と解散権という方法により、首長と議会の関係を規律しています。

それにもかかわらず、議会が解散権を行使される恐れがある不信任議決を避けて、任期中の首長の給与を減額するという、いわば兵糧攻めで首長の辞職に追い込もうとすることは、地方自治法に規定された首長と議会の緊張関係を打ち壊してしまうものであります。確かに特別職である首長の給与は条例で定められており、条例制定の議決権は議会に属しています。しかし、議会といえども、いかなる条例でも自由に定めることができるわけではありません。地方自治法が規律する議会と首長の関係を崩すような条例は不当であると言わざるを得ません。

今回、議会が減給という手段を一方的にとることは、地方自治法や他の自治体の事例に照らして、議会の権限を超えたものと判断せざるを得ません。よって、6月14日の本議決は、議会が有している権限の範囲を明らかに超えており、地方自治法第176条第1項の規定に基づき、再議を求めるものであります。

以上であります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。本会議では、1議案に対して3回の質問が許されています。ぜひとも議長にお願いしたいのは、的外れな回答やわけのわからない回答があった場合、続けて答弁を求めることを許していただきたいと最初をお願いをしておきます。

それです、1番目は条例のどこが不当なのか。再議書にあります「しかしこの条例は」というところに、「地方自治の本旨に反する不当な条例であり、再議に付する」、どこの部分が不当だと考えておられるのかの説明をお願いしたいと思います。

それから、同じ事実を指摘をされました。説明書の中にありますが、平成30年10月19日に可決された30%の減額、これと今回6月14日の議決は、同じ事実を突きつけているというようにありましたが、そこでお尋ねしますけれども、10月19日の時点では、29年度の、上にあります資産報告書、野瀬喜久男後援会の収支報告書の状況は、議会、議員は手に入れることはありません。ですから、それをもとにして疑惑あり、不記載ありというようには断定も疑問も疑惑も呈していないんです。今回特別委員会が設置をされて、県の選挙管理委員会に情報公開請求で申し入れ、そして町長みずから特別委員会に提出をした25年、26年分の野瀬喜久男後援会の収支報告書を提出いただいて明らかになった事実をあげています。ですから、この同じ事実という事実のあげ方自体が、事実ではありません。この、どういうように説明されるのか、2点目です。

3点目は、理由の3にあります、「地方自治に基づく首長と議会の関係を危うくする」、どういう関係が危うくすると考えておられるのか。つまり、町長が当選をされたときの公約、そしてその就任後、いち早く東びわこ農協の推せんされていないのに推せんされたことがはがきやチラシで公表されて、それが追及されました。暴露されました。野瀬喜久男陣営からおわびのチラシも出されて明らかになり、前提のところで大変ぐらつきました。ですから、その危うくした原因はこの条例、そして議会側にあるといまだに考えておられるんだと思いますが、その説明をお願いしたいと思います。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 3点の質問をいただきました。条例で一方的に議決をとということでございますが、現在選挙運動の収支問題等々、いわゆる選挙運動にかかる給与減額は30%が続いております。そこへ今回7月1日から40%減額という加算については、既に30%減額が続いているということをして、加算に対して過重であるというふうに思います。

それから、同じ事実であります、選挙運動費用についての一連の調査については、新たに調査特別委員会というふうな報告書の中で疑惑といわれる点を幾つかあげられております。状況に基づいてあげられておりますが、既に30%という減額が続いているところでございまして、総じて私の選挙資金全体にかかわる問題でありますから、30%減額というのは一連続いているという認識をしているところでございます。

それから、3点目の「議会と首長の関係を危うくする」ということでありますが、ここでは憲法の条文、それから不信任議決と解散権ということ为例示をさせていただきました。ほかにも長には執行権、それから議会には議決権という権限がございます。したがって私にも町長である以上、住民の生命と

財産を保障する使命があるという基本的な立場がございます。しかし、議会が発議による条例改正、給与減額という点については、それを危うくするということになるのではないかというふうに思っております。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 この理由書の再議書の説明、本会議説明と書かれている2ページ。読み上げられましたが、真ん中辺に「それにもかかわらず」というので、「不利益な事実を認定して」とあります。これが繰り返しの事実とも関連します。2の理由のところで述べておられますが、不利益な事実を認定できたのは、特別調査委員会が設置されてからです。事実として認定はしていません。大変な重大な疑惑、疑惑濃厚というように特別委員会の中間報告ではされています。ですから、この理由自体も事実を認定したわけではありませんし、別々の項目、つまり、10月の19日、最初の1ページのところにあります3行下のところの部分で、30%減額の根拠になったこととは全く違うことが明らかになって、野瀬喜久男後援会の寄付金、それから弁当代の問題も以前から疑惑がありましたが、明確に疑惑濃厚として浮き上がってきた問題です。それを入れてるんです。ですから、同じ事実ではない。総じてというようにして言葉を大変総括的に濁らされましたけれども、それぞれの事実が明らかになった時点で2割、3割、そして今回4割加算をするということでされています。このことを認識されていないのかどうか、お尋ねします。

もう一つは、首長との関係。議会と首長の関係を出発の時点から崩してしまったのはどちらか。誠実な態度をとられていない。これは首長としては政治責任ですから、庁内で起こった不祥事や不始末は町長が直接かかわっていないとしても、おわびそしてその処分の対象、みずから課すという厳しい姿勢が望まれています。

東びわこにあたっては、私も議会の当日の朝まで3割減額を提出するというふうに聞いていましたが、それが提出されないまま本会議当日を迎えました。ですから、議会が減額の提案をして可決をして、以後4回にわたる減額の条例が出されています。その時点で再議書は出ないわけです。つまり、越権行為だと言われるのならば、その1番目、2番目、3番目の時点でも越権行為にあたるというように判断されなかったわけで、今回については越権行為、これはどういう意味かなというのが2点目です。

最後に、全員協議会でも言いましたが、提出議案の説明、再議書、これを3枚のペーパーを出されました。再議書自体で6月20日に議長に提出した時点で発議第6号は停止になります。効力は停止されています、現在。そういう重みをもつものです。議員必携には再議書の理由に、正当かどうかという審査を加えるというように解説をされています。ですから、この再議書の1枚

のペーパー自体に別紙理由書、詳しくは別紙によるというのがないとだめじゃないですか。つまり、このペーパー1つ議長に提出するだけで、議会で可決をした大変重い議決、その中身はそれぞれの評価があります。議長裁定で6対5で可決をしたわけですが、だけれども1票差であっても可決をしたという重みがあります。そういう重みをひっくり返す、つまりもとに戻すという重みがあるわけですから、理由書が正当でなければならないと解説しているんです。そうすると、このペーパーに理由書の3枚ものを添付するというのがなければ、私は再議書自体が生きてこないというように思うんです。いくら本会議でその再議書の3つの理由、それから前段で（理由）の下に書かれているところが正当だというように口で説明しようが、再議書が生きている限りは再議書を撤回するというのが道理だというように思いますが、最後の3点目、回答をお願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 3ついただきました。中間報告については、私は「不利益な事実を認定」と、こう書きましたが、疑惑濃厚ということを行っているんだというふうなことでございました。いずれにしても、調査をされた選挙運動費用ということにかかわるわけでありますので、中間報告がまとめられたそのことを私も認識をして不利益事実という表現をさせていただきました。

それから2つ目の首長と議会の関係でございますが、崩してしまったのは誰が原因やと全協でもおっしゃっていただきました。そもそもこの問題、JAの推せん問題、それから選挙運動資金の問題については私の不手際から発生しておりますので、そのことは基本認識をしているところでございます。それをふまえて、それをもって何で越権やということですが、調べの範囲では70%という重い減給については類似事例が見あたらなかったということもありますし、それからもう既に過去において町長の給与減額が続いているということからして、私はこの40%加算の70は非常に過重であるというふうに思っているところであります。

それから、正当な理由の審査でございますが、再議書については、3項目あげさせていただきました。そして、提案説明ではその内容についてを説明文を加えて説明をいたしました。基本的には表題にある3項目に変わりはありませんので、その説明資料は追加でお出しをさせていただいているということでございます。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 再議書の理由の2のところですが、中間と書かれています、中間報告に基づいてと、その中間をどういうように理解をされているのか。確定でないものをこういうようにして事実認定したと。2ページにも真ん中あた

りに書いていますが、そういう理解をされているのでしょうか。これは報告書の頭の部分に明らかに書いていますが、読み上げますと「当委員会は設置目的の2つの調査、検証事項のうち、選挙資金問題に関する審議を終了しましたので、以下のとおり報告します」、明瞭に書いています。名前は中間報告ですけれども、もう1つの解明テーマ、調査のテーマを残しているのも中間報告にしたわけで、これをもって確定した報告書でないというふうに理解されているのかどうか、お尋ねしておきます。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 ただ今の件については、議員おっしゃるとおりでございます。中間報告をもって委員長の報告だということについては変わりございません。したがって、結果、中間報告を受けて問責決議と給与減額が出ましたので、総じてその報告が給与減額につながっているということを解釈をしております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 4番、山田です。この再議書において、2番の方でこのページの説明が書かれているんですけど、ここで特別委員会のことで、「不利益な事実を認定して」ということも書かれております。ちょっとお尋ねしたいんですけど、この特別委員会で間違っていることがあるということと言われるんですしたら、その理由と根拠、きっちりと答えていただきたいんですけど、よろしくをお願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 特別委員会の審査と内容、結果報告のとおりであります。それが全てじゃないという言い方は全協でさせていただきました。審査の内容の報告ですので、それはそのとおりで間違いがないことでありますが、ただその中で指摘をされている後援会の120万円が消えたであったり、あるいは通帳を私が自由にやっているということについては、そのとおりではありませんし、一部私の見解と食い違いがあるなということは感じているので、そのことを指して言っているところでございます。

○丸山議長 4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今言われたんですけど、もし違うところがあるとはっきりと言われるんですしたらどうして特別委員会の人に言わなかったのかということもありますし、このことについて本当にそう思っているのであれば、きっちりとそれは説明をしなければいけないと私は思うんですけど、その点についてどう思いますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 言い方に問題があったかもしれませんが、それはそれで私は主張してきたつもりですが、報告にはそういう記述であったということでございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

8 番 木村議員。

○木村議員 8 番、木村です。説明書の中の 2 ページの 2 番の上から 5 行目、「しかしながら、そもそも公職選挙法違反、選挙資金規正法違反の事実があるか否かということは、本来刑事司法手続きにおいて決せられるべき問題である」というふうに説明されているんですが、私も町長に裁判を起こされて訴えられたことがあります。それを地裁、高裁、最高裁というふうにあげられました。結論が出るまで 2 年半ほどかかりました。ということは、ここを問題にして司法にあげた場合、多分 2 年以上はかかると思います。ということは、今の町長のこの期の以内に終わってしまうということになるんですが、何かいわゆる時間稼ぎみたいなことを書いてあるなというふうに思ったんですが、これはどういう思いで書かれたのか、お聞きします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 一部調査委員会でも町長の犯した罪とか、罪という言葉も出ておったと思いますが、そのことはやはり司法手続きだというふうに思いますので、そのことを書かせていただきました。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

1 1 番 西澤議員。

○西澤議員 再議に付すというのが、大変首長としては重い行政手続きだというのを私たちは十分理解する必要があるなというふうに思っています。私たち議会が行う審査は、7 割カットの条例がいいかどうかということにはなりません。議員必携にもそのことが強調されて、私が議員必携のコピーを皆さんにお渡ししてその赤線を引いている部分、つまり再議の理由が正当かどうかというところの審査になります。

大変ややこしいんですけれども、現在 6 月 20 日に再議書が提出された段階で、6 月 14 日に議決された条例は停止状態になっています。ですからその停止状態になった状態を、再議の理由が正当か否かという審査をしてそして復活する、ないしはその条例がなかったことになる、つまり 7 割カットではなくて今現在の 3 割カットが 7 月 1 日からなるということをぜひ理解したいと思うんです。踏み込んで言えば、審査の結果、再議の理由が正当だと判断

したら6月14日の議決が覆るということですし、逆に再議の理由に正当性がないと判断すれば議決は維持をされる、つまり6月14日の議決が維持されるというように理解しています。つまり、条例の可否ではなくて、議決が対象となるというように理解したいと思います。

ですから、7割カットに反対だった議員も一度決まった条例、これは大変重い条例だというふうに思っています。それを覆す点では覆す理由が正当かどうかでなければ、私たちの他の議案の場合でも他の条例やそれから制度改正があります。税制度の改正などさまざまな議決があります。それをもう一遍やり直すということで、ロハから始めるというのではないというのを、地方自治法の理解としてしていきたいというように思っています。それが前提です。

そして、再議書1、2、3の理由、それぞれ全員協議会でも議論がありました。事実の関係、「同じ事実に基づき」、これが事実認定そのものが間違っているというように思いますし、繰り返して再度の不利益処分、つまり明らかになった事実はそれぞれ1つずつ、6月14日は4度目の議決です。特別職の給与の減額の部分は4度もあります。それぞれ別々の事実に基づいて議決がされてきました。2つ目の個人情報の流出の中間報告も断定はしていません。つまり、疑惑が大変濃厚になって浮き上がってきたわけです。

私、全協でも言いましたように、首長の政治姿勢というのは大変重いというように受け止めていただきたいと町長は思います。そのことが明らかになった時点で、迷惑をかけたと理解をされた、思ったあかしとして何らかの、みずからに処分を課するというのは、町長の責務だというように思うんです。町長、職員幹部、それから一般職も含めて指導的役割を果たす上では、その政治姿勢に非常に襟を正して、町長の言動に瑕疵がない、過去の行動でも、現在の行動でも瑕疵がないことがやっぱり求められます。過ちを犯したときには素直に事実を明らかにして、その処分をみずからに課す。こういう役割を町長は持っていると思うんです。だからこそ、幹部職員も町長の指示、命令に従って町民の福利厚生を向上させる、そのための仕事に邁進できると思うんです。こういう不祥事を繰り返して町長が真摯に向き合うということから外れてしまえば、本当に行政自体がたがの外れた状態になります。ですから、ぜひともその原点に戻っていただきたいというように思うんです。

ですから、この再議書の理由から書かれています。そして、今日提出された再議書の説明書を見ても、やはり道理が通らない、正当な理由にはあたらないというように私は判断しますので、もとの議決、6月14日の議決を維持したいと、維持すべきだということを申し上げて、討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

8 番 木村議員。

○木村議員 8 番、木村。6 月 14 日の 6 月議会の最終日、この発議第 6 号においては、私はそのときにいわゆる賛否を決めることができないということで、退席をさせていただきました。その結果、可決ということになったんですけど、あのときには私は、可決したら可決は支持するし、もし否決だったらその否決も支持するという意味で出たという経緯がございました。それで 10 日ほどたった今日、再議をということになったわけですけど、先ほども全協で質問させていただきましたが、僕は上田栄一氏、川村氏との話し合いで、両氏が納得をできるような町長との話し合いが一番持ってほしかったんですけど、時間がなかったと言われればそれまでですけど、それが一番だと私は思っておりますが、してないということ。

それと 2 番目の質問において、このいわゆる 6 号議案が否決になった場合には、自分みずから、今までなかった自分みずからという減給を行われるかということを聞いたところ、考えておりませんというふうに言われました。考えておりませんじゃなくて、考えさせていただきますというふうに答えてほしかったんですけど、残念ながらそういうような話になりました。ということで、発議第 6 号は賛成とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

10 番 建部議員。

○建部議員 全協でも皆さんに説明を申し上げましたが、まずこの 3 つの発議の理由、全て理由が通らない、正当性に欠けるという立場で当初の議決を継承、その議決を支持するものとして、今回のこの再議については当初の議決どおりの賛成といたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

4 番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 説明において、この議員必携の中において書かれています。315 ページです。「再議に付されると議会は再びこれを議題として審議して議決するのであるが、議会としては町村長の再議に付した理由が正当であるかどうかを判断すればよい」とここに、議員必携に書かれています。それを判断いたしますと、私もこの 3 つの理由、何一つ当てはまっていないということが言えると思います。きっちりと説明においても説明不十分ですし、きっちりと反論もできませんでした。特別委員会においてもそういうことも何一つ言わずに、この場においてそういうことを言われるということはやっぱり長としての説明がきっちりとされていないのに、この場でこういうことを出してくるということは、私は間違っていると思いますので、発議第 6 号

の方に賛成させていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

9 番 西川議員。

○西川議員 9 番、西川です。本来この行政と議会というのは、スムーズな運営がされていれば何ら問題はないわけですが、今回の事件は、町長みずからの不始末で、要するに支援者を怒らせてしまったことに尽きているわけですね。これが次々と出ていくわけなんです、我々も給与カットなどしたくありませんが、今回のことに関しまして調べていく上で、やっぱり次々と新たな事実が、参考人さんの口から発覚してきております。また、町長も明快な回答をされないことがこのような処分になっているんだというふうに思っております。

また、再議の提案には正当な根拠を詳しく示されておられません。やはりその辺のところは理由にならない理由というようなふうにも思います。私は町長自身の本音は給与カットは困るということだと思うんですが、そういうことからにしてもやはり町長の反省を求めるためにも絶対これは再議に対して私は賛成といたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより採決をいたします。この採決は起立により行います。

あらかじめ申し上げます。本件はさきの議決のとおり決することについては、地方自治法第 176 条第 3 項の規定により、出席議員数の 3 分の 2 以上の同意を必要といたします。ただ今の出席議員数は 12 人であり、その 3 分の 2 は 8 人であります。

発議第 6 号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)の再議の件を、さきの議決のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

ただ今の起立者は 8 人であります。3 分の 2 以上です。

したがって、発議第 6 号は甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)の再議の件は、さきの議決のとおり決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 令和元年甲良町議会第 2 回臨時会の閉会にあたりまして、挨拶を

申し上げます。

本日ご審議いただきました発議第6号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の再議につきまして、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。再議の件はさきの議決のとおり決定いたしました。私は再議の理由を申し上げましたが、意が十分ご理解いただけず、その判断が下されたことに残念無念であります。

本日の議決いかんにかかわらず、私は甲良町長として町政の進展、住民福祉の向上に向け、住民の立場に立って町民の皆様とともにまちづくりに邁進しなければなりません。これまで申し上げておりますとおり、それぞれの行政施策について着実に前進が図れるように一層の努力を重ねてまいる所存であります。また、本町は行政課題も多く、課題解決への取り組みも日常業務遂行の重点として推進してまいる所存であります。

議員各位におかれましては、暑さ厳しくなる中、議員活動にご精励されますことをお願い申し上げ、令和元年第2回臨時会の閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長 これをもって、令和元年第2回甲良町議会臨時会を閉会します。
ご苦労さまでした。

（午後0時15分 閉会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 田 中 章 浩

署 名 議 員 山 田 充